

# 用途地域・特定用途制限地域の建築制限概要

建築物の用途概要	用途地域						特定用途制限地域				備考	
	第1種低層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	近隣商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	重点環境保全地域	環境共生地域	田園環境住居地域		住宅誘導地域
住宅	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○
共同住宅・寄宿舎・下宿	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○
兼用住宅	①	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○
幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○
認定こども園（幼保連携型）	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○
大学・高等専門学校・専修学校等	×	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○
図書館等	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○
神社・寺院・教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
老人ホーム・保育所・福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
老人福祉センター・児童厚生施設等	①	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○
病院	×	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○
公衆浴場・診療所	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○
個室付浴場業に係る公衆浴場・ヌードスタジオ等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ボーリング場、スケート場、スキー場、水泳場、ゴルフ練習場、バッチョングレーブ場	×	①	○	○	○	○	×	×	△	①	○	○
マージャン屋・ぼらんこ屋・射的場・勝馬投票券発売所等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
カラオケボックス・ダンスホール等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
キャバレー・料理店等 ※風営法に該当する施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
劇場、映画 200m未満	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
客席の床面積の合計が 200m以上10,000m以下	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
客席の床面積の合計が 10,000mを超える	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ホテル・旅館	×	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○
自動車車庫	①	②	○	○	○	○	×	×	×	①	②	○
附属車庫	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○
一定の店舗・飲食店等で当該用途部分が2階以下かつ床面積の合計が150m <sup>2</sup> 以下	×	○	○	○	○	○	②	△	①	○	○	○
一定の店舗・飲食店等で当該用途部分が2階以下かつ床面積の合計が500m <sup>2</sup> 以下	×	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○
農業の利便増進に必要な店舗・飲食店等で当該用途部分が2階以下かつ床面積の合計が500m <sup>2</sup> 以下	×	○	○	○	○	○	②	△	①	○	○	○
上記以外の物品販売店舗・飲食店 店舗・飲食店・展示場・遊技場・競馬投票券発売所等 合計が10,000m <sup>2</sup> を超える	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
上記以外の事務所等 当該用途部分が2階以下かつ床面積の合計が500m <sup>2</sup> 以下	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農産物の生産・集荷・処理又は貯蔵施設又は農業の生産資材の貯蔵施設	×	①	○	○	○	○	○	○	△	①	○	○
倉庫	×	○	○	○	○	○	×	×	②	○	○	○
自家用で危険物を貯蔵しないもの	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
倉庫業を営むもの	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
自動車教習所	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
畜舎で床面積合計が15m <sup>2</sup> を超える	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
巡査派出所・公衆電話所・その他公益施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
消防署（上記の公益施設を除く）	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
危険性や環境悪化させおそれるもの 危険性や環境悪化させおそれるもの 危険性や環境悪化させおそれるもの 危険性や環境悪化させおそれるもの 危険性や環境悪化させおそれるもの	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
危険性や環境悪化させおそれるもの 危険性や環境悪化させおそれるもの 危険性や環境悪化させおそれるもの 危険性や環境悪化させおそれるもの 危険性や環境悪化させおそれるもの	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
自動車修理工場 自動車修理工場 自動車修理工場 自動車修理工場 自動車修理工場	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
危険物の処理・貯蔵施設	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
農林漁業施設（備考）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

\*1 本表は建築基準法別表第2及びこれに基づき政令を簡略化したものである。詳細は法文を参照すること。  
 \*2 建物の敷地が2以上の地域・地区にまたがる場合は用途制限は、その過半の地域・地区の制限により決まる。  
 \*3 開発許可対象面積は町全域、地区にまたがる場合は用途制限は、その過半の地域・地区にまたがる場合の用途制限は、その過半の地域・地区の制限により決まる。  
 \*4 土砂災害防止法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、森林法（保安林）、文化財保護法等の制限区域と重複している場合は、その法律の制限が優先される。